

# 騒音規制法，振動規制法及び岡山市環境保全条例の関係告示，規則の一部改正（5デシベル減じる施設の追加）について



## 1. 改正の背景

騒音規制法，振動規制法，岡山市環境保全条例の規定により，市長は，住居が集合している地域，病院又は学校の周辺の地域その他の騒音及び振動を防止することにより住民の生活環境を保全する必要があると認める地域を指定しなければならないとされており，市長が当該地域を指定するときは，特定工場等から発生する騒音及び振動について，規制基準を設定することとされています。

本市では以下の告示，規則で騒音及び振動の規制地域と規制基準を定めています。

- ・岡山市における騒音規制法に基づく騒音の規制地域，規制基準等（平成8年市告示第95号）
- ・岡山市における振動規制法に基づく振動の規制地域，規制基準等（平成8年市告示第96号）
- ・岡山市公害の規制基準等に関する規則（昭和49年11月1日市規則第80号）

## 2. 改正の内容

これまで，上記の告示及び規則では，特に静穏を保全する必要がある施設として，以下の施設については，当該施設の敷地の周囲50メートル以内の区域における規制基準を5デシベル減じる（以下「5デシベル減じる施設」といいます。）こととしていました。

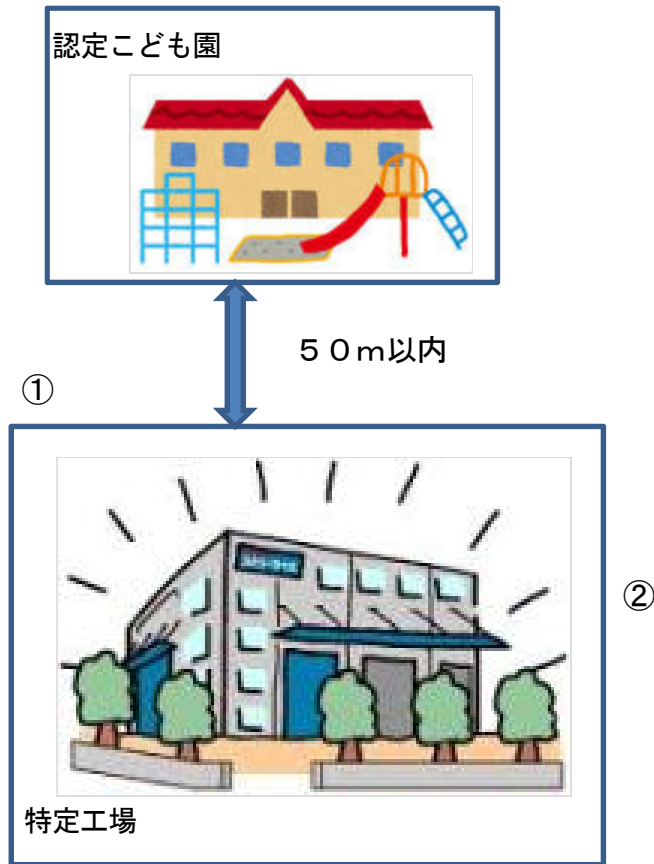
- ①学校（幼稚園，小学校，中学校，高等学校，中等教育学校，特別支援学校，大学及び高等専門学校）
- ②保育所
- ③病院及び診療所（入院施設のあるものに限る。）
- ④図書館
- ⑤特別養護老人ホーム

このたび就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の一部を改正する法律が平成27年4月1日に施行されたことに伴い，同法で新たに規定される「幼保連携型認定こども園」についても学校や保育所と同様の扱いとする必要があるため，平成27年6月11日付けで上記の告示と規則を改正し，「幼保連携型認定こども園」を5デシベル減じる施設に追加しました。

## 3. 問い合わせ先

岡山市環境局環境保全課大気騒音係  
〒700-8554 岡山市北区大供一丁目2番3号  
電話 086-803-1280 FAX 086-803-1887

(イメージ図)



特定工場から発生する騒音の大きさは、①や②の敷地境界で規制されます。  
土地の用途地域が準工業地域（第3種区域）であり、5デシベル減じる施設が特定工場の敷地から50m以内に存在する場合、規制基準値は表1から表2のとおり5デシベル厳しくなります。

表1

区分	規制基準値 (デシベル)
昼間 (7:00~20:00)	65
朝夕 (5:00~7:00 20:00~22:00)	60
夜間 (22:00~翌5:00)	50

5デシベル減じる

表2 (適用される基準)

区分	規制基準値 (デシベル)
昼間 (7:00~20:00)	60
朝夕 (5:00~7:00 20:00~22:00)	55
夜間 (22:00~翌5:00)	45